

## 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の進捗状況等について

国の新型コロナウイルスの影響で困窮する方への緊急支援策として、令和3年3月に閣議決定された低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金」（以下「同給付金」という。）について、同給付金（ひとり親世帯分）については支給しているところです。

今般、同給付金（その他世帯分）について、国から事業実施の考え方が示されましたので、事業の概要及び現時点での本市の対応状況等について御報告します。

### 1 制度概要（国資料は別紙参照）

#### (1) 給付対象者

18歳年度末までの児童（障害のある児童は20歳未満）を養育する父母等で、以下のいずれかに該当する方

※ 令和3年4月から令和4年2月末までに生まれる新生児も対象

#### A 令和3年度分の住民税均等割が非課税の児童手当・特別児童扶養手当（以下「児童手当等」という。）受給者（対象児童：約1万6千人）

※ 児童手当は15歳の年度末までですが、16歳～18歳年度末までの兄弟についても支給対象となります。

#### B 令和3年度分の住民税均等割が非課税で、A以外の15歳年度末経過後18歳年度末までの児童のみを養育する方（高校生世代のみを養育している方）

#### C 令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

#### (2) 給付金額

児童1人当たり5万円（ひとり親世帯分が支給済の児童は除く）

### 2 手続き・スケジュール等

#### (1) Aに該当する方（申請不要）

##### ア 令和3年4月分の児童手当等の受給者

事前通知を行い、6月末（予定）に支給します。

ただし、一部、確認作業に時間を要するなど、7月以降の支給となる場合があります。

##### イ 令和3年5月分から令和4年3月分までの児童手当等の新規受給者

児童手当等の支給決定後、事前通知を行い、支給します。

※ アイについて、16歳～18歳年度末までの兄弟については、児童手当の手当額の算定（同一世帯の18歳年度末までの子の人数で支給額を決定）に必要となるため、18歳年度末までの兄弟の情報も保有していることから、当該兄弟分もこの区分で支給します。

※ 児童手当を受給している公務員の方は、アイに該当する場合でも申請が必要です。

#### (2) BまたはCに該当する方（要申請）

下記「3」のとおり周知広報を行い、6月下旬から申請受付（原則郵送）を開始し、順次支給します。なお、申請期限は令和4年3月上旬を予定しています。

### **3 周知広報**

- ・ Bについては、対象と見込まれる非課税世帯に対して、本市保有データから対象者を抽出し、7月頃に個別に郵送で周知を行います。
- ・ Cについては、対象者の把握が極めて困難であるため、区役所・支所やハローワーク等でのチラシ配架や、市民しんぶんをはじめとした各種広報媒体への掲載により、幅広く周知を行います。

### **4 専用窓口の設置**

2(1)に記載の事前通知送付後、現在、開設しているひとり親世帯分の専用窓口において、その他世帯分についても問合せ対応や申請受付等を行います。

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。
- ひとり親世帯以外の世帯（その他世帯）向けの給付の仕組みは下記のとおり。
  - ※ ひとり親世帯には、令和3年4月以降、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を開始している。

## 1. 対象者

- ① 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要）
- ② ①のほか、対象児童（18歳年度末までの子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者（要申請）
  - ※ 令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象とする

- ・ 令和3年度分の住民税均等割が非課税である者
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）

## 2. 給付額

児童1人当たり一律5万円

## 3. 実施主体

市町村（特別区を含む）

## 4. 費用

全額国庫負担（10/10）  
※事務費についても全額国庫負担

## 5. 予算額（ひとり親世帯分との合計）

2,175億円（事業費1,895億円、事務費280億円）  
※令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

## 6. スケジュール

- ①の対象者には、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者の判明以降、可能な限り速やかに支給
- ②の対象者についても、可能な限り速やかに支給（要申請）